

過疎地域自立促進計画の概要について

1. 計画の位置づけ

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、高山市第八次総合計画を上位計画として策定する。

2. 対象地域

清見町地域、荘川町地域、久々野町地域、朝日町地域、高根町地域、上宝町・奥飛驒温泉郷地域

3. 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日

4. 策定のポイント

- ① 国の策定要領に基づき「人口の見通し」の項目を追加
- ② 第八次総合計画における「主要課題」や「施策の概要」等の記載内容との整合性を図る。

5. 計画の基本方針

第八次総合計画に掲げる分野別の基本目標を重点に置いたまちづくりを通じて、過疎地域の自立促進を図るものとし、そのため、地域資源、地域特性を生かしながら、ハード面の整備に加えて、協働のまちづくりなど、ソフト面の充実も図り、個性ある地域づくりをすすめる。

6. 計画の内容

自立促進 施策区分	方 針	関連事業分野
産業の振興 (P16)	<p>・「飛驒高山」の魅力が高まるとともに、生活の基盤となる産業が活性化し、誰もが仕事と生活の調和のとれた安定した生活を送ることができる「魅力と活力にあふれるまち」を目指して、活気ある農畜産業生産地づくり、ブランド力のある安全・安心な産地産品づくり、森林の適切な管理と有効活用、にぎわいのある商業空間の形成、地域の魅力が伝わる滞在型・通年型の観光地づくりなど、産業の振興をすすめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業 ・林業 ・畜産業 ・商工業 ・観光
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 (P21)	<p>・災害・事故・犯罪などのあらゆる危険から生命や財産が守られることで、誰もが不安を感じることなく便利で心地良い生活を送ることができる「安全で安心して快適に住めるまち」を目指して、地域特性を活かす土地利用の推進、生活に身近な道路の環境の向上、官民協働による除雪の推進、利便性のある地域公共交通や広域公共交通の確保、地域情報格差の解消など必要な都市基盤の整備とともに、国内外の都市との交流促進、都市部からの移住促進をすすめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市道、農道及び林道の整備 ・交通確保対策 ・情報化の推進 ・地域間交流の促進
生活環境の整備 (P24)	<p>・環境の保全と活用のバランスが保たれ、地球への負荷が少ない「環境と調和した地球にやさしいまち」を目指して、公衆衛生環境の確保、ごみの適正処理、葬送環境の向上などに取り組む。</p> <p>・誰もが不安を感じることなく便利で心地良い生活を送ることができる「安全で安心して快適に住めるまち」を目指して、水源の保全と水質の確保、上下水道施設の整備、水洗化の普及、消防体制・消防団・救急体制の充実などに取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道、下水処理施設等の整備 ・消防、救急施設の整備 ・ごみ処理施設の整備

自立促進 施策区分	方針	関連事業分野
高齢者等の保健 及び福祉の向上 及び増進 (P27)	<p>・福祉・保健・医療等の連携のもと、地域における支えあいの仕組みが整い、誰もが生涯にわたって必要な支援が受けられ、健康で安心した生活を送ることができる「やさしさにつまれ健やかに暮らせるまち」を目指して、誰もが住み慣れた地域で自分らしく元気に暮らしていけるよう支え合う社会の構築に取り組むとともに、健康寿命の延伸や、必要な医療を安心して受けられる体制づくり、さらに、子どもを安心して産み、健やかに育てることができる環境作りをすすめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康、保健 ・高齢者福祉 ・障がい者福祉 ・児童福祉
医療の確保 (P30)	<p>・福祉・保健・医療等の連携のもと、地域における支えあいの仕組みが整い、誰もが生涯にわたって必要な支援が受けられ、健康で安心した生活を送ることができる「やさしさにつまれ健やかに暮らせるまち」を目指して、地域医療体制の充実、救急医療体制の充実に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療の確保
教育の振興 (P32)	<p>・子どもからお年寄りまでのそれぞれのライフステージにおいて、様々な教育・文化活動が活発に行われ、心身ともに充実した生活を送ることができる「生きがいと誇りを持ち豊かな心を育むまち」を目指して、確かな学力、豊かな心、健やかな体に加え、社会における生きる力や郷土を誇りに思う心を育み、学びやスポーツにより心も体も健康になれる環境づくりをすすめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育 ・集会施設、体育施設、社会教育施設等
地域文化の振興 等 (P34)	<p>・子どもからお年寄りまでのそれぞれのライフステージにおいて、様々な教育・文化活動が活発に行われ、心身ともに充実した生活を送ることができる「生きがいと誇りを持ち豊かな心を育むまち」を目指して、人びとの暮らしに喜びや感動を与え、豊かな人間性や創造性を育む文化芸術の創造・振興や、先人たちが大切に守り育ててきた伝統文化の保存・継承をすすめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化の振興等
集落の整備 (P36)	<p>・良好な都市基盤が整備され、誰もが不安を感じることなく便利で心地良い生活を送ることができる「安全で安心して快適に住めるまち」を目指して、記述してきた事項に加え、快適に暮らすことができる住宅や楽しみ安らぐことができる公園の確保、空き家の再生と活用、自然災害等に対する総合的な防災体制の整備をすすめる。</p>	—
その他地域の自立促進に関し必要な事項 (P36)	<p>・市民と行政が良きパートナーとしてそれぞれの役割分担のもと、協働してまちづくりが行われ、次の世代に引き継いでいくことができる「みんなで作る持続可能なまち」を目指して、地域力の向上、多様な主体が協働できる仕組みづくり、市民との情報共有の推進、市民意向の把握と政策形成などへの反映、男女共同参画社会の実現に取り組む。</p> <p>・施設の適正配置や活用、長寿命化・効率化・省エネルギー化などによる総合的かつ計画的な施設管理をすすめる。</p> <p>・高山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「ひとを呼び込む」、「モノを売り込む」、「住みやすく働きやすい飛騨高山をつくる」という3つの基本目標の実現に取り組む。</p>	—

7. 計画事業

原則として、第八次総合計画・実施計画の中から対象地域に関連する事業を選定